

高崎市職業能力開発連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、高崎市職業能力開発連絡協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、構成団体相互の円滑な連絡協調を図ることによって、職業訓練の充実、技能者の社会的、経済的地位及び技能水準の向上に努めもって高崎市の産業振興及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(構 成)

第3条 本会は、高崎市内の技能職団体及び技能検定職種を包含する団体で、本会の目的に賛同するものをもって構成する。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 職業訓練に関すること。
- (2) 構成団体の親睦向上に関すること。
- (3) 職業訓練表彰及び技能者表彰に関すること。
- (4) 高崎市技能開発センターの管理、運営に関すること。
- (5) 分科会事業に関すること。
- (6) 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 4名 |
| (3) 会 計 | 1名 |
| (4) 監 事 | 2名 |

2 常任理事及び理事は、構成団体から選任された者とし、その構成人員により30名以下は2名、50名以下は3名以内、51名以上は5名以内とする。この場合において、常任理事は、当該構成団体の長であることとする。

3 会長、副会長、会計及び監事は総会で互選する。

(顧問・相談役)

第6条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は関係行政機関の長のうちから、相談役は学識経験者または構成団体の構成人員である会長経験者のうちから、常任理事の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

(3) 会計は、本会の経理を掌理する。

(4) 監事は、本会の会計、帳票を監査する。

(顧問・相談役職務)

第8条 顧問、相談役は、会長の要請により会議に出席し、指導助言を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。

2 補欠選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会、常任理事会とし、会長が招集する。

2 会議は、構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。なお、可
否同数のときは、議長の決するところとする。

(総会)

第11条 理事会をもって総会とし、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場
合は、臨時に開催することができる。

2 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画

(2) 予算及び決算

(3) 会則の変更

(4) その他本会運営に関する基本的事項

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、会計、監事で構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 通常の間務運営に関する事項

(2) 総会で委任された事項

(常任理事会)

第13条 常任理事会は、会長、副会長、会計、監事及び常任理事で構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 常任理事は、会長が必要と認めた事項について審議する。

3 常任理事が常任理事会に出席できないときは、当該常任理事の属する構成団体の他の理事が、代理で出席することができる。

(部 会)

第14条 第4条第4号に定める事業を専門的に処理するため、高崎市技能開発センター運営部会（以下「運営部会」という。）を設置する。

2 運営部会は、常任理事会をもってあて、管理、運営に必要な事項を議決する。

(分科会)

第15条 第4条第5号に定める事業を行うため、次の分科会を設置する。

(1) 建設関連部会

(2) 機械・自動車関連部会

(3) サービス関連部会

2 分科会は、委員長及び副委員長を置く。

3 分科会は、事業計画に必要な事項を議決し、常任理事会の承認を得るものとする。

(経 費)

第16条 本会の経費は会費、補助金、その他の収入をもってあてる。

2 会費は、毎年4月1日現在における構成団体の所属人員の規模に応じ、次の表に掲げる区分に基づく年額分を当該年度当初に、年度途中の加入にあつては加入時に、一括納入しなければならない。

区 分	金 額	区 分	金 額
-----	-----	-----	-----

10名以下	6,000円	71名～90名	25,000円
11名～30名	10,000円	91名～110名	30,000円
31名～50名	15,000円	111名以上	36,000円
51名～70名	20,000円		

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(入会及び退会)

第18条 第3条に規定する団体が新たに本会に入会しようとするときは、または構成団体が本会から退会しようとするときは、その旨を届け出て、会長の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を総会に報告するものとする。

(事務局)

第19条 本会の事務局は、高崎市商工観光部産業政策課内に置き、事務局長及び事務局員は会長が委嘱する。

(委任)

第20条 本会の運営上必要と認めたときは内規を設けることができる。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、昭和58年6月10日から施行する。

平成元年5月17日改定施行する。

(設立当初の役員の任期)

2 本会の設立当初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、施行の日から昭和60年3月31日までとする。

(会費の特例)

3 本会の設立当初の会費は、第15条第2項の条文中「毎年3月1日」を「施行日」に、「当該年度当初に」を「施行後遅滞なく」と読み替えて適用する。

(会計年度の特例)

4 設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、施行の日から昭和59年3月31日までとする。

附 則（平成5年5月24日第15条）

この会則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年5月29日第5条2項）

この会則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成10年5月19日第7条、第10条、第12条、第13条）

この会則は、平成10年5月19日から施行する。

附 則（平成15年5月28日第5条第2項、第9条第1項）

この会則は、平成15年5月28日から施行する。

附 則（平成17年5月24日第19条）

この会則は、平成17年5月24日から施行する。

附 則（平成18年5月24日第4条第4号、第14条第1項）

この会則は、平成18年5月24日から施行する。

附 則（平成20年5月27日第6条第2項、第13条第3項、第18条、
第19条、附則第5項）

この会則は、平成20年5月27日から施行する。

附 則（平成21年5月28日第5条、第7条）

この会則は、平成21年5月28日から施行する。

附 則（平成24年4月1日第19条）

この会則は、平成24年4月1日から施行する。